



情報メディアセンターニュース No.11 2011.12

他人の著作物をネット経由で無断でコピーすれば法律違反

—音楽や映像などのファイルは、ダウンロードもアップロードも慎重に！

法学部 准教授 家本 真実

1. こんな経験、ありませんか—著作権侵害の例

皆さんには次のような経験はないでしょうか。テレビの CM で使われていたある有名なアメリカ人ミュージシャンの曲が気に入ったので、その曲を入手したいけれど、わざわざその曲が収録された CD をお店で買ったりネットでその曲を有料でダウンロードするほどファンでもないし、などと考えながらネットであちこち探していると、その曲を無料でダウンロードできる管理者不詳のサイトを発見。本当なら有料の楽曲をタダで入手できるなんてラッキーとばかりにそのサイトから曲をダウンロードした・・・。

楽曲をちょっと聴いてみたいと思う者からすればラッキーだったと思えるようなこうしたダウンロードは、著作者であるミュージシャンにとっては、アンラッキーどころかキレる勢いの出来事です。適法に楽曲が入手されれば得られたはずの利益が、このダウンロードによって得られなかったことになるのですから。このようなサイトが放置され、無料のダウンロードがおこなわれ続ければ、ミュージシャンはもはや自分の楽曲から利益を得られないことになります。

現在、著作者の許可を得ずに著作権を侵害するかたちで音楽や映像をアップしたサイトは違法サイトであり、それが違法サイトであることを知りながら音楽や映像をダウンロードすれば、ダウンロードした人も著作権を侵害したことになります（著作権法第 30 条第 1 項第 3 号。以下明記しない限り、著作権法）。ファイル共有ソフトを使用して、著作者の許可を得ずに音楽や映像を交換し合うことも、違法ファイル共有として著作権侵害となります（第 30 条第 1 項第 3 号）。

2. 著作物とは

私たちは普段、様々なものを創作しています。創作というと「ミュージシャンが音楽を作って新しいアルバムを発売する」とか、「作家が小説を書いて、本にして出版する」とか、とても大層なことのように聞こえますが、私たちのようないわゆる一般人も日々、創作活動をおこなっています。たとえば、携帯でメールを送信するために文章を書くことも、講義中に先生の話聞いてノートをとることも、友達と話すときに色々と考えたうえで自分の考えを口に出すことも、ある 1 日の出来事について自分の思ったことを日記に書きとめることも、私たちが日常的におこなっている創作活動の 1 つです。

こうした創作活動の結果できあがった「著作物」には、その著作物の作者、つまり「著作者」がとくに登録など何らかの手続きをおこなわなくても、創作されたときから「著作権」が発生し、著作権法によって保護されることになります。著作権法によれば、①「思想又は感情」を、②「創作的」に、③「表現したもの」であって、④「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものは「著作物」となります（第 2 条第 1 項第 1 号）。おもな著作物の例は小説、講演、論文、舞踊、音楽、絵画、映画、建築、地図、写真など

ですが（第 10 条）、著作物であるためには、とくに文化的価値が高いと評価される必要はありません。したがって、さきほど挙げた日常的な創作活動の例はもちろん、著作物として著作権法によって保護される対象となるわけです。

3. 著作物を保護する理由

そもそも、なぜ著作物は保護される必要があるのでしょうか。大雑把に言ってしまえば、模倣、つまりまねすることを禁じるのがその目的です。自分で撮った写真をネット上で公開したり、試験前にコピー機で友達のノートをコピーしたりと、科学技術が進歩した現代においては、コピー機やパソコン、ネットなどを通じて情報は簡単に流すことができますし、情報を複製することもひどく容易です。だからといって勝手に他人のものを複製または模倣してよいとなると、あらゆる著作物が他人に模倣され、模倣者が模倣の産物から利益を得るといったことが起きます。これでは、著作者は、本来自身が得られたであろう利益を模倣者に横取りされていることとなり、何のために創作しているのだろうと意気消沈し、それ以降の創作意欲は削がれてしまうことになります。このような事態を防ぐためには、著作者の著作物に対する権利をある程度認めて、著作物が勝手に利用されないよう保護してあげることが必要になります。

一方で、私たちの創作活動は多かれ少なかれ、それまでに発表された著作物から影響を受けてこそ可能であることも事実です。現在、既存のものから何の影響も受けることなくまったく新しいものを創作することは、まれであるといえるでしょう。そうであれば、創作活動にあたって他人の著作物をある程度利用することは必須なのですから、著作者の権利を保護するばかりではなく、他人がその著作物を利用することができるようにしておかななくてはなりません。

こうした矛盾するような考えを調整する役割を担っているのが著作権法です。著作権法では、著作者の権利を規定して著作物を保護するとともに、他人の著作物を利用する際のルールを示しています。

4. 著作権法による著作物の保護

著作権法において、著作者はその著作物に対して「著作者人格権」と「著作財産権」の 2 種類の権利を有するとされています。「著作者人格権」とは、自分の著作物を公表するかしないか、公表するならいつどこで公表するかを決める権利（公表権）や、その著作物の公表にあたって氏名を表示するか、表示するなら実名か別名かを定める権利（氏名表示権）、さらに勝手に自分の著作物を改変されない権利（同一性保持権）といった、著作者の人格を尊重するための権利を指します（第 18～20 条）。また「著作財産権」とは著作物を印刷、複写、写真など形あるものに複製する権利（複製権）や著作物を上映する権利（上映権）、著作物を上演・演奏する権利（上演権・演奏権）、著作物を翻訳、編曲、変形など翻案する権利（翻訳・翻案権）など、著作物に関する財産的利益を保護するための権利です（第 21～28 条）。

そしてこれらの著作権は、著作者が実名（または一般によく知られているペンネームや芸名などの変名）を冠して発表した著作物であれば、著作者の死後 50 年後まで存続し、その間保護されることになります（第 51 条）。その他、無名や変名、団体名義による著作物はその公表後 50 年間、映画は創作後 70 年間、保護されることとなっています。（第 52～58 条）

なお、「著作者人格権」は他人に譲渡することはできませんが、「著作財産権」は他人に譲渡することができます。たとえば、ある作家の小説が映画化されることになったとき、作家が「映画会社 A が、この小説を原作とした映画を作ることができるようにしたい」と考えれば、この小説の翻案権を映画会社 A に許可すればいいのですが、この権利を映画会社 A に譲渡することもできるのです。こうして著作権が一部のみ譲渡される可能性があるということは、ある著作物に対して著作権を有しているのがいつも著作者のみだとは限らないことになるのです。この点には注意が必要です。このあと説明する、他人の著作物の利用にあたって、複数の人や団体などから許可を得る必要が出てくることを意味するからです。

それでは他人の著作権を侵害すると、法的にはどのような責任を負うことになるのでしょうか。著作権を侵害された著作者は、侵害者に対して侵害行為をやめるよう請求することが可能ですし（第 112 条）、侵害行為によって被った損害の賠償請求も可能です（第 114 条）。また著作権侵害は犯罪でもあります。著作財産権の侵害に関しては、侵害者は 10 年以下の懲役か 1,000 万円以下の罰金のいずれかまたは両方を（第 119 条第 1 項）、著作人格権の侵害については 5 年以下の懲役か 500 万円以下の罰金のいずれかまたは両方を（第 119 条第 1 項）、刑罰として受ける可能性が出てきます。これらは刑罰としては決して軽いものではありません。著作権侵害はかなり深刻な犯罪であると位置付けられているのです。

5. 他人の著作物はどうすれば問題なく利用できるのか

それでは、どうすれば他人の著作権を侵害することなくその著作物を利用することができるのでしょうか。一番シンプルな方法は、著作者や著作権者に使用の許可を得たうえで利用することです。ただしプロのミュージシャンや作家の作品など、一般的には、有料で配信されているような著作物であれば、それなりの額の使用料を支払う必要が出てきますし、著作者以外にも著作権を有している人や団体、企業にも許可を得る可能性があります。また、有名人の著作物や有料で配信されている著作物でなくとも、友人のブログ上の文章を、その友人に許可を得ることなく無断でコピーして自分のブログに掲載すれば、その友人の著作権を侵害したことになりますから、このような場合でも、自分のブログに掲載してもよいかどうか友人に尋ねて許可を得る必要があります。つまり、他人の著作物を使用するにあたっては、その著作者や著作権者に許可を得なくてはならないというのが原則なのです。

ただし例外的に、著作者の許諾を得ずとも利用が許される例も、いくらか存在します。たとえば大学でレポートや卒業論文を作成するという事を考えてみましょう。レポートや卒論作成にあたってまずおこなうのは資料収集です。図書館で本を調べてその一部をコピーするという作業は、資料収集として誰でもおこなったことがあると思いますが、これは他人の著作物を著作者に許可を得ずに複製していることになります。しかし図書館の所蔵物を、調査研究のために一部分を複製することは、著作権法上、著作者の許可を得ずに著作物を使用できる例の 1 つとして認められています（第 31 条）。

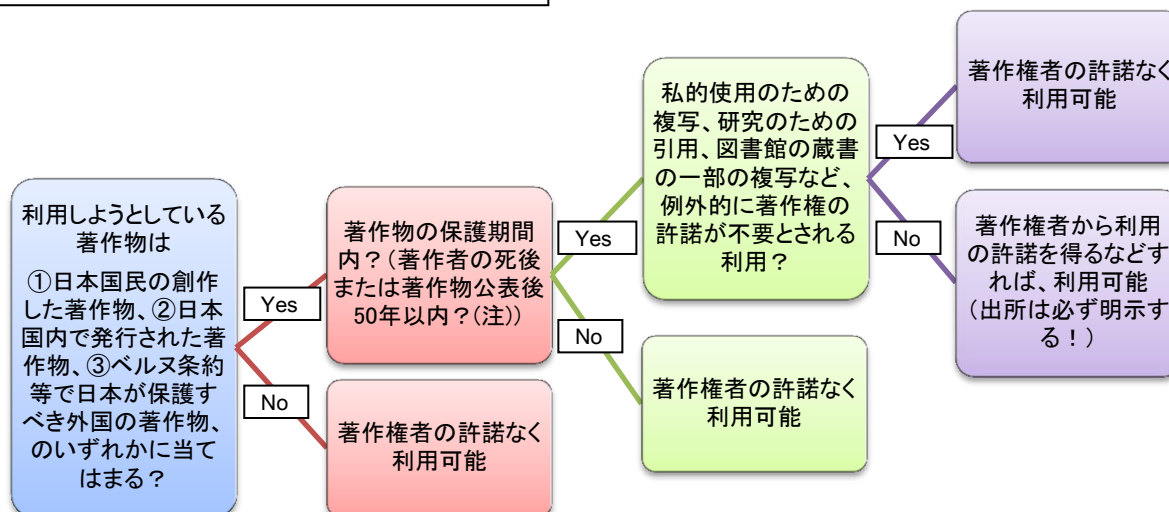
また資料収集にあたって、何らかの資料が手に入らないかとネット上で探すことは、現在では本や新聞などの一部をコピー機でコピーすることより多いでしょう。そしてネット上で使いそうな情報を見つけた場合に皆さんがよくおこなうのは、コピー＆ペーストではないでしょうか。レポートや卒論といった調査研究の範疇に入るものを創作する際には、他人の著作物をその出所（著作者や、公表されている書籍名、ネットの URL など）を明らかにしたうえで必要な範囲に限ってコピー＆ペーストするのであれば「引用」したということになり、著作者の許諾がなくても著作権法上、問題はありません（第 32 条 1 項、48 条）。その他、たとえば大学祭で、他人の楽曲をバンドが演奏することも、バンドに出演料が支払われず、観客からも料金をとらないのであれば、著作者の許可を得ずに演奏することが可能です（第 38 条）。他にも著作者の許可なく著作物を使用できる場合がいくつか著作権法に定められています（第 30 条～第 47 条の 8 参照）。

しかしこうして他人の著作物を許可なく利用する場合でも、著作者の通常の利用が妨げられないよう、また著作権者の利益を不当に害するようなことのないよう、注意を払う必要があります。また、場合によっては著作者が、許可なく自由に利用してよいとして著作物を発表している場合もありますが、こうした場合でも著作者が利用に一定の制限を設けていることもありますので、利用の条件を確認することは必要です。

ほかに注意が必要な点としては、ネット上には、国境はほぼ存在しないことです。私たちはネットに接続していれば、日本だけでなく外国で作られたホームページやブログなどに容易にアクセスできる状態です。こうした外国の人が創作した著作物は、ベルヌ条約（2011 年現在、世界の 164 カ国が批准）を通じて

著作物を利用する国の著作権法によってお互いに保護しあうことになっていますので、ほぼ全世界の国々の著作物が日本において、日本の著作権法によって保護されていることになります。したがってどこの国のサイトであっても、そのサイト上の他人の著作物を利用する際には著作権侵害とならないよう慎重にならなければなりません。

著作物を適法に利用するためのチェック項目



注：著作物の著作者のみが著作権者であるとは限りません。他の人に著作権が譲渡されていたり、著作権の一部が他の人に譲渡されていたり、著作者以外の人や団体が著作権を有している場合がありますので、注意が必要です。

この図は以下のウェブサイトを参考に筆者が作成したものです。
文化庁「著作物の正しい利用方法」<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/riyouthouhou.html>（最終アクセス日：2011年11月15日）

6. 他人を尊重する気持ちを、著作物にも

現在のように情報の複製が簡単であれば、書籍でも楽曲でも簡単にコピーできてしまうため、便利さだけが先立って、コピーすることを悪いことだとは思えないかもしれません。しかしここで大切なのは、著作物が作り上げられる過程においては、著作者の多大なる努力や費用が注ぎ込まれていること、そして何より、著作物はその著作者自身の内面を表現したものであり、著作者自身であるということです。こうしたことを理解すれば、他人の創作活動を尊重し敬意を払う気持ちがおのずと生まれてくるでしょうし、無断で、また違法に、他人の著作物を利用しようとか入手しようという気にはならないはずです。

ネット上では音楽・映像ファイルを違法サイトからダウンロードしたりファイル共有ソフトで交換したりしない、他人の著作物を利用する場合は出所を明らかにする、といったことはネットを利用する以上、当然に守るべきことです。そして情報を利用することによって自らが違法行為や犯罪に加担しないためには、何が違法で何が適法なのかといった、他人の著作物を正しく利用する知識を備えておくことも必要です。ご自分の普段の情報の利用方法について、ぜひ一度、考えてみてください。

<参考文献、サイト>

中山信弘『著作権法』（有斐閣、2007年）

作花文雄『詳解著作権法』（ぎょうせい、第3版、2004年）

文化庁のHP「著作権」内コンテンツ（<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html> 最終アクセス日 2011年11月15日）

（社）著作権情報センターCRICのHP内コンテンツ（<http://www.cric.or.jp/index.html> 最終アクセス日 2011年11月15日）

情報処理室の利用に関するアンケート結果をお知らせします(速報)

回答数は 805 名。学部の内訳は以下の通りです。ご協力ありがとうございました。詳細は HP にて報告しています。

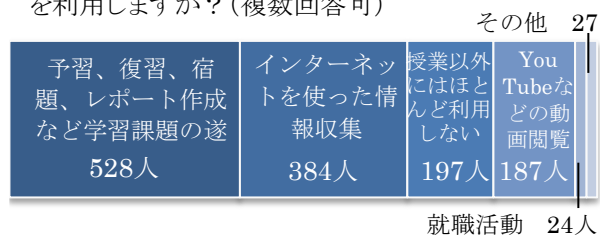
<http://www.edu.setsunan.ac.jp/> (オンラインマニュアル)

学部	回答数
理工・工	267
外国語	162
経営・経営情報	158
法	124
薬	65
経済	27
未回答	2
総計	805

1. 現在、あなたはどれくらいの頻度で情報処理室を利用しますか？(授業による利用も含む)



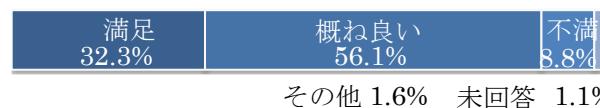
2. 授業以外に、あなたはどのような目的で情報処理室を利用しますか？(複数回答可)



3. 情報処理室のパソコンの性能(起動時間やソフトウェアの処理速度)についてはどうですか？

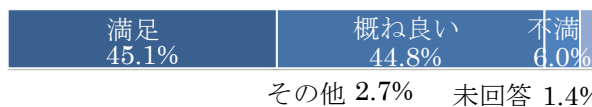


4. パソコンにインストールされているソフトウェアの種類や機能についてはどうですか？

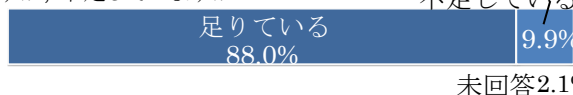


5. 情報処理室に設置されているプリンタについておたずねします。

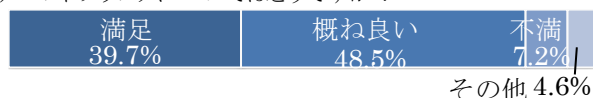
- (1) 印刷スピード、仕上がりなど、性能についてはどうですか？



- (2) 印刷枚数の上限値についてはどうですか？ 枚数が足りていますか、不足していますか？



- (3)(寝屋川キャンパスのみ回答)第8情報処理室(自習室)のオンデマンドプリンタについてはどうですか？



6. 自習用として利用できる情報処理室は、利用したいときに使えますか？ 寝屋川キャンパスは第8情報処理室、枚方キャンパスは情報処理演習室を対象にしてお答えください。



- 以下、「はい」か「いいえ」にチェックした場合に回答してください。

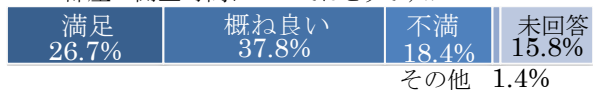
- (1) 次のどの時間帯によく使っていますか？



- (2) 設置しているパソコンの台数についてどうですか？



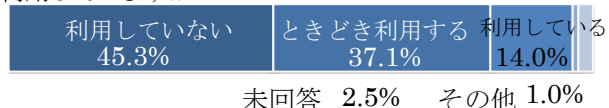
- (3) この部屋の開室時間についてはどうですか？



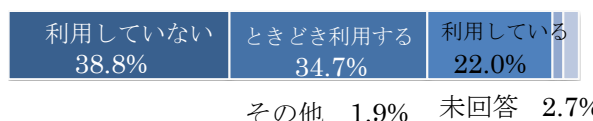
- (4) 「不満」と回答した場合にお答えください。不満な点は？



7. あなたは大学が割りあてたメールアドレス(Active! mail)を利用していますか？



8. 情報処理室のパソコンのデスクトップにある「マイドキュメント」、「教材フォルダ」、「提出フォルダ」は学外からも利用できます。これらを学外(例えば自宅)から使用したことがありますか？



9. 自宅(または下宿)でインターネットにつながったパソコンが利用できますか？

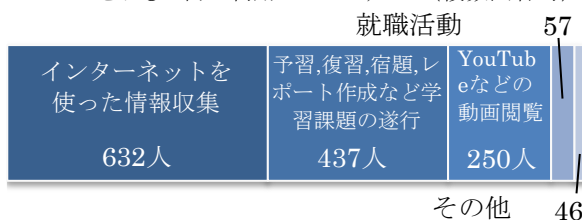


- 以下、「利用できる」にチェックした場合に回答してください。

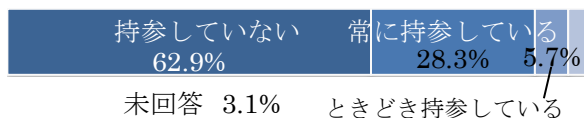
- (1) 使っているパソコンのOSは何ですか？(複数回答可)



(2) パソコンをおもに何に利用していますか？(複数回答可)



10. ノートパソコンやスマートフォンなど学内の無線 LAN が利用できる情報機器を登校時に持参していますか？



「常に持参している」、「ときどき持参している」にチェックした場合に回答してください。

どんな機器を持参して無線 LAN を使っていますか？(複数回答可)



11. 携帯電話とスマートフォンのどちらを使っていますか？



情報処理施設の利用について

最近、情報処理室の日中の利用率が高くなっていますが、教育・研究利用目的以外でのホームページ、YouTube 等動画の閲覧、ネットゲームの利用等、「遊び」の利用を見かけます。不正なネット利用は学内ネットワークを圧迫します。このような行為は、利用規則に反していることを知っていますか。また、教室内で友達同士大声で話す、携帯電話で話す、食事するなど、ルールの守れない人達が時々います。本来の目的で利用している人の迷惑になっていることを考えてください。心当たりがある人は自分の行動を見つめなおしてください。

今回の寄稿は法学部の家本先生による著作権についての内容です。ネットワーク上にある著作物や資料を参考にする機会があると思いますが、自分の行動が著作権侵害になっていないか気をつけましょう。寄稿を読んで著作権について考えてみませんか？

学生技術サポートデスクより

窓口での質問内容の一部を紹介します。

- ◆ 卒業論文でページ番号、脚注、目次、さくいんの付け方がわからない
- ◆ 実験結果をグラフにしたい、複数のグラフを A4 用紙 1 枚に配置したい、グラフの目盛変更やラベルの挿入方法がわからない
- ◆ メールの添付方法がわからない

このような内容は、1 年生の情報リテラシー関連の授業で使う操作ですが、数年経って実際に使いたいときに忘れているケースがあります。このような場合は、遠慮なく質問に来てください。不得意だからと言って、自己流で終わらせずに、情報メディアセンターを利用してください。就職先が IT 関連であるかどうかに限らず、パソコンを使う機会はこの先多いと思います。学生のうちに効率的な操作を身につけて、卒業後にも役立てられるように願っています。

情報メディアセンター学生窓口

学生の技術サポートを行っています。Word、Excel、PowerPoint 等のアプリケーションソフトの操作方法やプリンタ等機器についての問い合わせの他、変更したパスワードを忘れたときなどの手続きは学生窓口にお越しください。

学生技術サポートデスク (10 号館 4 階)

CALL 準備室 (10 号館 6 階)

情報処理演習室 管理室(枚方キャンパス 5 号館 3 階)

摂南大学

情報メディアセンター

事務室(10 号館 4 階)

<http://www.setsunan.ac.jp/~center/>

072(839)9113 〒572-8508

寝屋川市池田中町 17-8

center@ofc.setsunan.ac.jp